

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社サトー商会
代 表 者 名 代表取締役社長 滝口 良靖
(コード：9996、東証JASDAQ)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 岡本 雄次郎
(Tel. 022-236-5600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 28 条(取締役の責任免除)及び第 39 条(監査役~~の責任免除~~)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償の責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償の責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり) 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上